

## 法改正情報

## 2019年度版 合格革命 行政書士 基本テキスト

本書において、下記のとおり、法改正による修正箇所がございます。

恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	改正前	改正後
163	<p>【各省の外局（国家行政組織法別表第一）】</p> <p>法務省 庁 の欄</p> <p>公安調査庁</p>	<p><u>出入国在留管理庁</u>、公安調査庁</p> <p>※出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）による</p>
597 ～600	<p>商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号）が、平成30年12月19日官報公布の政令により、平成31年4月1日施行と定められたことに基づき、597ページ「5 仲立人・問屋」以降600ページまでの記載について、用語および条文番号等の変更がございます。本法改正情報2枚目以降のPDFに差し替えてご利用くださいますようお願いいたします。</p>	

以上

【匿名組合契約の終了原因】

	死亡	後見開始の審判	破産手続開始の決定
営業者	○	○	○
匿名組員	×	×	○

○：終了する、×：終了しない

② 終了の効果

匿名組合契約が終了した場合、営業者は、匿名組員にその出資の価額を返還しなければなりません。出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足ります（542条）。

📖 20-40-5 ※2

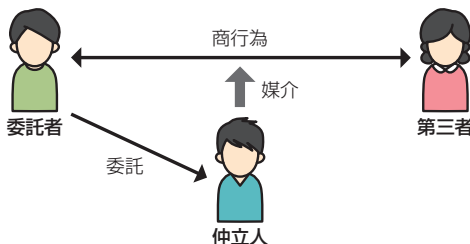
5 なかだちん といや 仲立人・問屋

(1) 仲立人

**仲立人**とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者のことです（543条）。※3 📖 17-34-3

仲立人は、当事者の間に立って商行為の成立に尽力する者であり、自ら契約当事者又は当事者の代理人となって契約を締結するわけではありません。

【仲立人】



(2) 問屋

**問屋**とは、自己の名をもって他人のために物品の販売又は買入れをすることを業とする者のことです（551条）。※4 📖 17-34-1

問屋は、仲立人と異なり、委託者のために自ら契約当事者となってその行為から生ずる権利を有し、また、義務を負うこと

※2 過去問チェック

匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組員に対してその出資の価額を返還しなければならず、出資が損失によって減少した場合には、営業者は、その減少額をてん補して匿名組員に出資の価額を返還する義務を負う。→×（20-40-5）

※3 具体例をイメージ

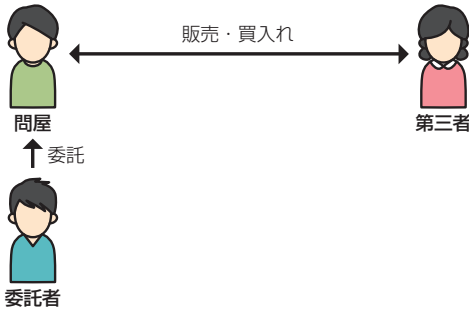
例えば、商人ではない者を相手に旅館等とあっせんし宿泊契約の締結を媒介する業者などである。

※4 具体例をイメージ

例えば、証券会社などである。

となります (552条1項)。

### 【問屋】



## 6 運送営業

運送営業とは、物や人を場所的に移動することを内容とする営業のことです。このうち、物を対象とする場合を**物品運送**、人を対象とする場合を**旅客運送**とといいます。<sup>※1</sup>

### (1) 物品運送

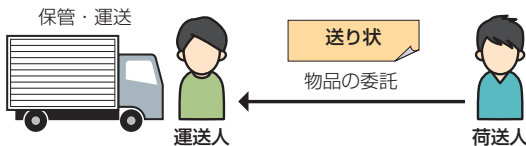
#### ①物品運送とは何か

**物品運送**とは、運送人が荷送人（運送委託者）から委託を受けた物品を保管しつつ、その物品を運送するものです。

#### ②送り状

荷送人は、運送人の請求によって**送り状**を交付しなければなりません (571条1項)。これは、運送品や到達地など運送契約の内容を運送人に知らせるためです。☞22-40-7

### 【物品運送】



#### ③運送賃

運送品が不可抗力によって滅失・損傷したときでも、運送人は、その運送賃を請求することはできず、運送人がすでに運送賃を受け取っていたときはそれを返還する必要があります

#### ※1 具体例をイメージ

物品運送の例としては宅配業が、旅客運送の例としては観光バス業が挙げられる。

(573条2項)。☞22-40-ウ

#### ④運送人の損害賠償責任

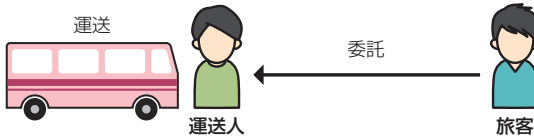
運送人は、運送品の受取り・運送・保管・引渡しについて注意を怠らなかったことを証明しない限り、運送品の滅失・損傷（その原因が生じたことを含む）、延着について損害賠償責任を免れることはできません（575条）。※2 ☞22-40-I、27-36-1

### (2) 旅客運送

#### ①旅客運送とは何か

**旅客運送**とは、運送人が旅客から委託を受けてその旅客を運送するものです。

#### 【旅客運送】



#### ②運送人の損害賠償責任

旅客運送の運送人は、以下のような損害賠償責任を負います。

#### 【旅客運送の運送人の損害賠償責任】

旅客の損害		運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、損害賠償責任を負う（590条）
手荷物の損害	託送手荷物	旅客から引渡しを受けた手荷物については、運送賃の請求の有無にかかわらず、物品運送の運送人と同一の責任を負う（592条1項）
	携束手荷物	旅客から手荷物の引渡しを受けない場合、その滅失・損傷については、故意又は過失がない限り、損害賠償責任を負わない（593条1項）

## 7 しょうおくえいぎょう 場屋営業

### (1) 場屋営業とは何か

**場屋営業**とは、一般市民が集まるのに適した設備を設け、これを利用させることを内容とする営業のことです。※3

### (2) 商事寄託

商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、**善管注意義務**を負います（595

#### ※2 参考

貨幣・有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するにあたりその種類及び価額を通知したときでなければ、運送人は損害賠償責任を負わない（577条1項）。☞27-36-2

#### ※3 具体例をイメージ

例えば、旅館やゴルフ場などである。

条)。**㊦**19-40-1 **※1**、30-36-オ

### (3) 場屋営業者の責任 **※2**

場屋営業においては多数の客が出入りしてその設備を利用するため、客の携帯品について盗難や紛失が生じる危険が大きいため、場屋営業者の責任が強化されています。

例えば、場屋営業者は、客から寄託を受けた物品の滅失・損傷については、不可抗力によるものであることを証明しない限り、損害賠償責任を免れることができません（596条1項）。**㊦**19-40-2、27-36-3

また、客が寄託していない物品であっても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠ったことによって滅失・損傷したときは、損害賠償責任を負います（596条2項）。**㊦**19-40-4、27-36-4

さらに、客が場屋の中に携帯した物品について責任を負わない旨を表示した場合でも、場屋営業者は、これらの責任を免れることができません（596条3項）。**㊦**19-40-5 **※3**

#### **※1 過去問チェック**

商人がその営業の範囲内において物品の寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもってその物品を保管する義務を負う。→○（19-40-1）

#### **※2 参考**

貨幣・有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知して寄託したのでない限り、その滅失・損傷について場屋営業者は損害賠償責任を負わない（597条）。**㊦**19-40-3、27-36-5

#### **※3 過去問チェック**

客が携帯する物品について責任を負わない旨を告示した場合に、場屋営業者は、損害賠償の責任を負うことはない。→×（19-40-5改）

## 確認テスト

- 1** 数人の者が、その1人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する。
- 2** 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。
- 3** 匿名組合員は、金銭その他の財産のみならず、信用及び労務をその出資の目的とすることができる。
- 4** 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合において、報酬を受けないときは、自己の物に対するのと同じの注意義務を負う。

**解答** **1** ○（511条1項） **2** ○（526条1項） **3** ×金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる（536条2項）。 **4** ×報酬を受けないときであっても、善管注意義務を負う（595条）。